

要望があった施設について

■要望があった施設についての整理案

要望施設	改正準則における 適否	理由等	要望施設	改正準則における 適否	理由等
新規に類型を追加するもの			既存の類型において例示を追加するもの		
①河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設			①公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設		
【非営利】			クロージャー、光成端箱、ハンドホール、マンホール等(いずれも光ファイバー接続機器)	○	
休憩所【単独】	○		PHS無線通信局、電波障害用ケーブル等(ネットワーク施設)	○	
トイレ【単独】	○		②河川水面利用の向上及び適正化に資する施設		
ベンチ【単独】	○		料金所	○	
花壇【単独】	○		待合所	○	
駐輪場【単独】	○	(地下を認める)地上のものは、治水上の支障があり認めない	荷揚げ場	○	荷物の保管施設は認めない
街路灯【単独】	○		アクセス通路	○	
アーケード	×	治水上の支障	地名表示	○	
ゴミ収集停留場	×	治水上の支障	案内板	○	
駐車場【単独】	×	治水上の支障	船舶上下架施設、斜路【民間】	○	水面利用協議会が設置されていない河川については、協議不要を明示する。民間占用(非営利)を認める
【営利的施設】			船舶係留施設【民間】	○	(非営利のものに限り、一般公開を条件とする)暫定係留施設の民間占用(非営利)を認める
売店【単独】	○	ダム周辺等で、地域づくりに資するものに限る	簡易修理施設	×	治水上の支障
イベント施設【単独】	△	社会実験対応	景観モニュメント(記念碑、文学碑等)	×	河川敷地に設置する必要性が認められない
オープンカフェ【単独】	△	社会実験対応	③その他		
広告柱【単独】	△	社会実験対応	公共基準点、基本測量標識、地名標識、水質測定用採水施設、地震計テレメーター、水位・雨量観測所等	○	
広告板【単独】	△	社会実験対応	漁業等のために必要と認められる施設	○	
照明【単独】	△	社会実験対応	個人橋	△	特区対応
音響施設【単独】	△	社会実験対応	川床(ゆか)	×	治水上の支障(一時占用の対象とする)
日よけ【単独】	△	社会実験対応	歴史的建造物(旧鉄道橋等)	×	治水上の支障
船上食事施設	△	社会実験対応	水田	×	治水上の支障
朝市	×	公益性が認められない	畑	×	
フリーマーケット	×	公益性が認められない	果樹園	×	治水上の支障
店舗等商業施設	×	公益性が認められない	農園	×	治水上の支障
店舗等商業施設に敷設する光熱施設等	×	公益性が認められない	家庭菜園	×	治水上の支障
②地域の防災活動に必要な施設			供養塔	×	河川敷地に設置する必要性が認められない
防災用ヘリコプター離発着場、待機施設	○	地盤の強化を条件	墓地	×	河川敷地に設置する必要性が認められない
緊急医療用ヘリコプター離発着場、待機所	○		石碑	×	河川敷地に設置する必要性が認められない
防災倉庫その他防災活動のために必要な施設	○		神社	×	河川敷地に設置する必要性が認められない
商業等用ヘリコプター離発着場、待機所	×	公益性が認められない	鳥居	×	河川敷地に設置する必要性が認められない
ヘリコプター保管施設	×	治水上の支障	地蔵	×	河川敷地に設置する必要性が認められない
③河川に関する環境教育又は環境意識の啓発のために必要な施設			利便性向上のための通路、道路(必要不可欠なものではない)	×	河川敷地に設置する必要性が認められない
河川環境教育施設	○	堤内側へ設置されるもの	牧柵(電気牧柵)	×	河川敷地に設置する必要性が認められない
自然観察施設	○	堤内側へ設置されるもの	モトクロス場	×	河川敷地の環境に及ぼす影響が大
河川維持用具の倉庫	○				

■要望があった施設で改正準則において認めない理由案

番号	要望施設	改正準則において認めない理由
1	アーケード	長大な占用施設となり、治水上の支障が生じる恐れがあるため。
2	ゴミ収集停留場	水防活動に支障が生じる。 河川敷地における環境(清潔の保持等)に及ぼす影響が大きい。
3	駐車場【単独】・駐輪場	出水等緊急時の治水上の支障がある。出水時の撤去ができず、車両流出となる例があり、また、駐車場内車両放置等の問題も生じる。
4	朝市・フリーマーケット	公益性が認められないため。また、一時占用許可をすれば実態的には問題がなく、通年的な占用許可対象とする必要がない。
5	店舗等商業施設	治水上の支障が生じる恐れがあり、また、河川敷地に設置する公益性が認められないため。
6	店舗等商業施設に敷設する光熱施設等	パイプライン等が河川区域内に多数設置されることとなり、治水上、水防活動上支障となる。
7	商業等用ヘリコプター離発着場、待機所	堤内地の設置が適当であり、河川敷地に設置する公益性が認められないため。
8	ヘリコプター保管施設	格納庫等の強固な工作物を設置することとなり、出水等緊急時において撤去する等の適正な管理がなされないことが懸念され、治水上の支障となるため。
9	船舶の簡易修理施設	施設が規模的に大きくなることが想定され、治水上の支障が生じる恐れがあるため。
10	景観モニュメント(記念碑、文学碑等)	堤内地の設置が適当であり、河川敷地に設置する必要性が認められないため。
11	川床(ゆか)	河川内に床を張り出させるために支柱を設置することとなり、流水の流下を阻害させることとなり、治水上支障となるため。 一時占用許可をすれば実態的には問題がないと考えられる。
12	歴史的建造物(旧鉄道橋等)	現在の工作物設置許可基準等に合致していない工作物である場合が多く、また、大規模なものについては、経年劣化等に伴い安全管理の問題、撤去時の問題が生じることが懸念される。
13	水田・畑	面的に広い範囲を独占し、他の河川敷地利用の妨げとなる。また、ビニールハウス等の流出等による治水上の支障が生じるため。
14	果樹園・農園・家庭菜園	ビニールハウスなどの工作物が設置されることとなり、流出等による治水上の支障が生じるため。
15	供養塔・墓地・石碑・地蔵・神社・鳥居	治水上支障を生じるとともに、河川敷地内に設置する必要性が認められないため。
16	利便性向上のための通路、道路 (必要不可欠なものではない)	要望が多数あり、河川敷地の独占的利用が進むこととなり、他の者の河川敷地利用の妨げとなる。
17	牧柵(電気牧柵)	長い線上の占用施設となり、治水上支障を生じる恐れがある。
18	モトクロス場	河川敷地における自然環境、生活環境(騒音等)に及ぼす影響が大きいこと、また、全国的にも許可されている案件が2件しかない。